市役所代表
☎0297-35-2121
☎0280-88-0111

介護保険

問 介護福祉課 ☎0297-21-2193

介護保険は、将来介護が必要となったとき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護を社会全体で支えていく制度です。また、できる限り介護を要する状態にならないようにという「介護予防」にも重点を置いています。

介護サービスを利用できるかた

●65歳以上のかた（第1号被保険者）は、介護や支援が必要と認められたときにサービスを利用することができます。

●40歳以上65歳未満で医療保険に加入しているかた（第2号被保険者）は、加齢が原因とされる病気により介護や支援が必要と認定されたときに、サービスを利用することができます。

介護保険被保険者証の交付

被保険者証は、65歳の誕生日を迎えられましたら、郵送により交付します。

なお、こんなときは、14日以内の届け出をお願いします。

こんなとき			手続きに必要なもの
資格取得	転入したとき	要介護・要支援認定されていないとき	特になし
		要介護・要支援認定されているとき	受給資格証明書（前住所地市区町村で発行）
資格喪失	転出するとき		被保険者証、認印、通帳
	被保険者が死亡したとき		
そのほか	他市区町村の介護老人福祉施設などに入所したとき		被保険者証
	市内で住所が変わったとき		
	氏名が変わったとき		
	被保険者証を紛失したとき（汚れて使えなくなったとき）		本人確認書類（運転免許証など）

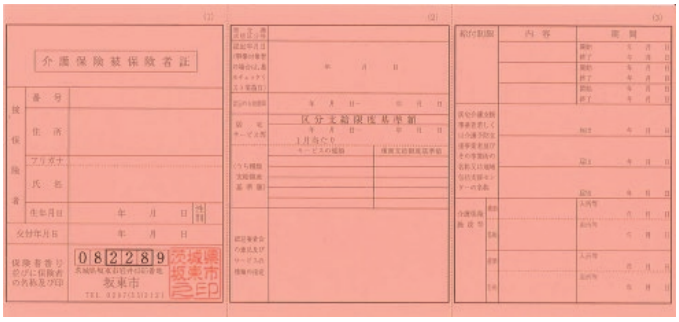

▲介護保険被保険者証

介護保険料とその納め方

●保険料

世帯の市民税課税状況や本人の所得に応じて決まります。ただし、65歳以上のかたと40歳以上65歳未満のかたでは異なります。

●納め方

①65歳以上のかた（第1号被保険者）

・年金が年額18万円以上のかた（特別徴収）
　支給される年金から天引きされます。

・年金が年額18万円未満のかた（普通徴収）
　市から送付された納付書で納めます。

②年度途中で65歳になったかた

半年から1年ほどは、市から送付された納付書で納めます。

③40歳以上65歳未満のかた（第2号被保険者）

それぞれ加入している国民健康保険や社会保険者が徴収します。加入している健康保険料と一緒に納めます。

介護サービスを受けるには

要介護等認定が必要です。

申　請
介護保険被保険者証（第2号被保険者の場合は被保険者証）を添えて介護福祉課に申請します。

↓

訪問調査
ご自宅などを訪問し、心身の状況を調査します。介護を必要とする原因疾患の記載を市が主治医に依頼します。

↓

認定審査
調査の結果や主治医からの意見書をもとに、介護サービスが必要な度合を審査します。

↓

結果通知
要支援（1･2）、要介護（1～5）までに分けられた結果を通知します。

↓

介護サービス計画の作成
申請者は、認定結果をもとに介護サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などに依頼します。

↓

介護サービスの利用
サービス計画にもとづき、サービス提供事業者に介護保険被保険者証を提示してサービスを利用します。サービスの利用料は、サービス費用の自己負担分を事業者に支払います。

↓

更新申請
認定期間は、一定の期間で終了しますので、必要に応じて更新の申請をします。

特別養護老人ホーム　エリアマップ7図 B-2
社会福祉法人中川福祉会
特別養護老人ホーム ハートフル広畠
ケアプラン作成、ショートステイ・デイサービス・ケアハウス併設。
介護にお困りの方、お気軽にご相談ください
■坂東市小山258
■TEL:0297-38-1111
■FAX:0297-38-1115
P あり

グループホーム　エリアマップ1図 A-1
認知症対応型共同生活介護
グループホーム　バンヤンツリー岩井
木造平屋建ての開放感あふれる施設の中で、認知症の方々が一日、一日を笑顔で過ごせる様支援しております。
■坂東市岩井5200-29
■TEL:0297-34-3738
■FAX:0297-34-3886
■定休日／年中無休
P あり

介護保険

介護保険で利用できる主なサービス

●居宅サービス（在宅サービス）

介護や入浴介護、看護、リハビリなどを自宅で、あるいは、サービス事業所への通所や短期入所して受けられます。また、福祉用具や住宅改修などの費用支給などもあります。

●施設サービス

要介護認定を受けたかたは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに入所し、介護や看護、リハビリなどのサービスを受けることができます。

●地域密着型サービス

市内の地域密着サービス事業所を利用して、居宅サービスや施設サービスを受けることができます。

保険給付で申請が必要なもの

給付の種類	申請書の種類	必要なもの
福祉用具の購入（※1）	介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入支給申請書	購入品のカタログ、領収書
住宅改修（※1）	介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書	住宅改修が必要な理由書、平面図、見積書、写真、領収書
自己負担が高額になったとき（※2）	介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書	預貯金通帳（写し）
低所得のかたがサービスを利用したとき（※2）	利用者負担額助成金支給申請書	預貯金通帳（写し）
医療費と介護の自己負担が年間合算して高額になったとき（※2）	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書	預貯金通帳（写し）
低所得のかたが施設を利用したとき（※3）	介護保険負担限度額認定申請書	預貯金通帳（写し）

（※1）介護サービスを依頼しているケアマネジャーへご相談ください。

（※2）該当するかたには、介護福祉課から通知します。

（※3）市民税非課税世帯の低所得のかたの施設利用が困難とならないよう、居住費（滞在費）および食費について、自己負担限度額の上限を超えた分は、申請により介護保険から給付されます（通帳は配偶者のかたも必要です）。

地域支援事業

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援を行っています。

●主な事業

事業名	事業の内容
総合相談支援事業	高齢者のかたのさまざまな相談に幅広く総合的に対応し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
権利擁護事業	高齢者のかたのさまざまな権利を守るため、虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などに対応します。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、医療・保健・介護などさまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。
介護予防ケアマネジメント事業	介護保険の要支援認定等を受けたかたが、総合事業のサービス（訪問型サービス、通所型サービス）を利用し、自立して生活ができるよう、介護予防の支援をします。
介護予防支援事業	介護保険の要支援認定を受けたかたが、介護予防サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス等）を利用し、自立して生活ができるよう、介護予防の支援をします。
認知症初期集中支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症が疑われるかた、認知症のかたやその家族への訪問、適切な医療・介護サービスにつなぐなどの初期支援を行います。

坂東市中央地域包括支援センター　☎0297-35-2121
　　☎0280-88-0111
坂東市北部地域包括支援センター　☎0280-82-1284
坂東市南部地域包括支援センター　☎0297-38-2161